

減災力の強いまちづくり

シリーズ⑳

～自らの命は自ら守る～

避難行動を考えてみましょう

避難とは

自分の命を守るために「自らの意思で安全な場所へ移動すること」です。

日ごろから、家や地域の中の危険箇所を把握し、災害の種類に応じた安全な場所を見つけておき、避難するのにどのくらいの時間が必要か、非常持ち出し品を持参し、訓練をしておきましょう。

避難行動に支援が必要な方は

いざというときに備え「避難行動要支援者制度」を活用しましょう。

「避難行動要支援者制度」とは、自力での避難が難しく、避難行動の際特に支援が必要とされる方を地域などで連携して避難支援を行なう制度です。

制度に登録できる方は、要介護3～5の認定者、身体障害者手帳1,2級所持者、市の生活支援を受けている難病患者などです。

地域内などで、要支援者を把握し、いざというときに支援できる体制を作り共助力を高めておきましょう。

避難所とは

一時避難所 各地域で定めた施設

指定避難所 市が開設する避難所

福祉避難所 要配慮者（病人や要介護者、要支援者、高齢者など）が避難する施設

共助力の必要性

特定地域総合防災訓練を実施します

この訓練は、避難者が避難所の開設運営ができるよう市が主導し、施設管理者と連携しながら行なう訓練です。

本年は、旧高根北小学校区の住民を対象に同校体育館で、2月29日(土)に開催します。

----- これからの季節に備えて -----

降雪時における自助・共助

積雪時には、各地域に貸与してある除雪機を活用し、できる限りの除雪をお願いします。

倒木による停電を減らしましょう

積雪や台風により電線に樹木が倒れ停電になるケースがあります。

私有地の樹木を管理し、倒木による停電を減らしましょう。